

那覇市公報

第 1 7 3 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1375
---	------

◇規 則◇

○那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1376
---	------

◇告 示◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	1377
○平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	1379
○平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （ちゃーがんじゅう課）	1379

◇公 告◇

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	1380
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）	1384
○平成 31 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について（管財課）	1390
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（議会事務局庶務課）	1392
○「平成 31 年度那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課）	1396

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1397
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1397

◇監査委員公表◇

- 平成 30 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について (公表) …… 1398

条 例

那覇市条例第 1 号

平成31年 1 月25日

公 布 済

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自己啓発等休業に係る教育施設) 第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第1条の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)～(8) [略]	(自己啓発等休業に係る教育施設) 第5条 [略] (1) [略] (2) 学校教育法第1条の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)～(8) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第 1 号

平成31年 1 月25日

公 布 済

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則(平成30年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 条例第4条の規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。	(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第2条 条例第4条の規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 492 号

平成 31 年 1 月 25 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

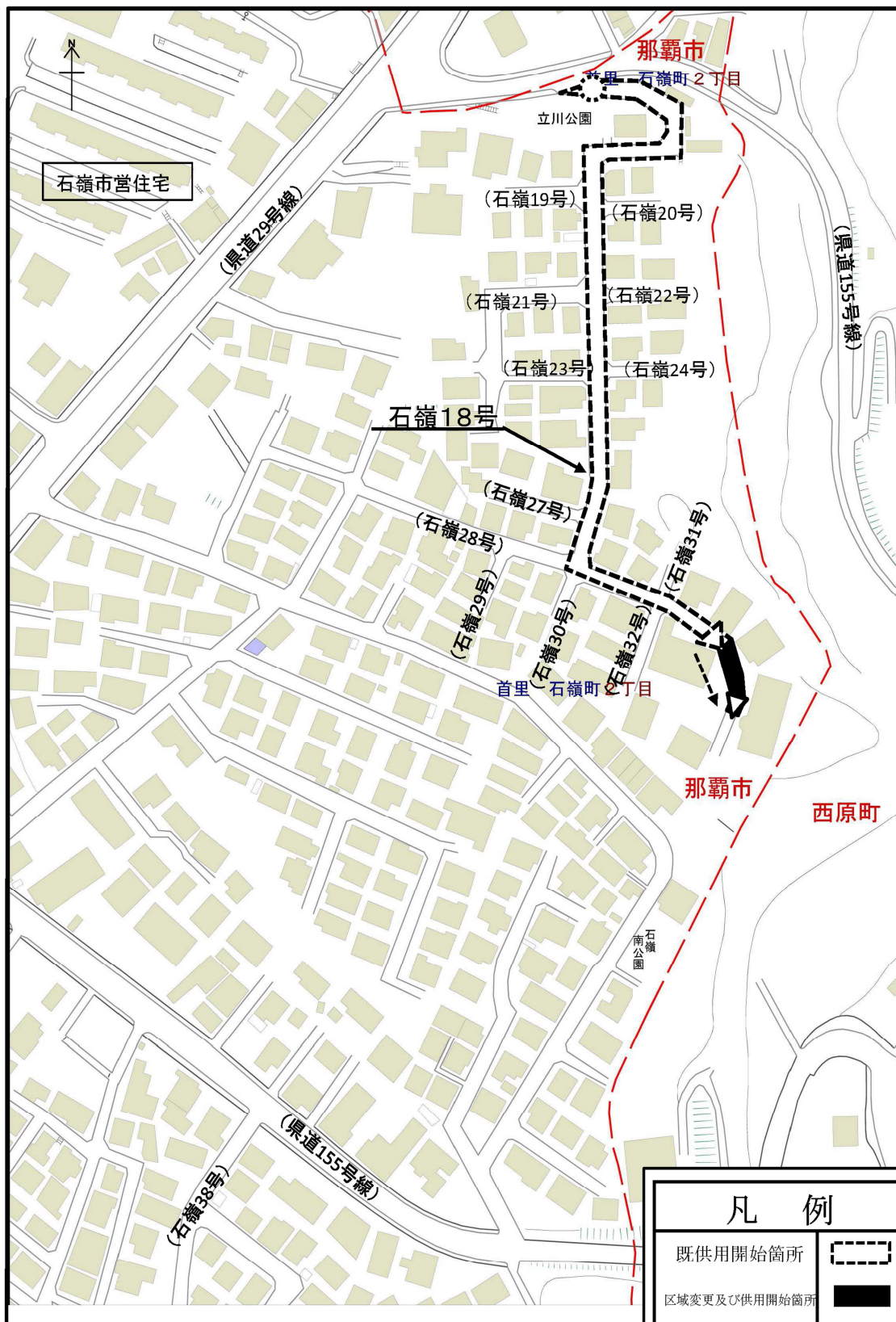
1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	新 旧	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
1185	石嶺18号	新	首里石嶺町2丁目150番 9～首里鳥堀町2丁目 166番38	306.4	6.2 ～ 12.7	一部変更 (終点変更)
		旧	首里石嶺町2丁目150番 9～首里鳥堀町2丁目 166番33	281.8	6.2 ～ 12.7	

2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
1185	石嶺18号	首里石嶺町2丁目150番9～ 首里鳥堀町2丁目166番38	306.4	6.2 ～ 12.7	

市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 505 号

平成 31 年 2 月 1 日

掲 示 済

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 招 集 の 日 平成 31 年 2 月 12 日（火）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 530 号

平成 31 年 2 月 15 日

平成 30 年（2018 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,479 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,942,815 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,343,437	4,025	5,347,462
	1 介護保険料	5,343,437	4,025	5,347,462
3 国庫支出金		6,557,552	2,067	6,559,619
	2 国庫補助金	2,184,842	2,067	2,186,909
7 繰入金		4,013,743	9,373	4,023,116
	1 他会計繰入金	4,013,742	9,373	4,023,115
9 諸収入		3,024	5,014	8,038
	2 雑入	1,947	5,014	6,961
歳 入 合 計		26,922,336	20,479	26,942,815

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		671,940	11,289	683,229
	1 総務管理費	376,051	11,289	387,340
2 保 険 給付費		23,531,267	0	23,531,267
	1 介護サービス等諸費	22,972,837	0	22,972,837
6 諸支出金		459,044	9,190	468,234
	1 償還金及び還付加算金	329,658	9,190	338,848
歳 出 合 計		26,922,336	20,479	26,942,815

公 告

那覇市公告第 542 号

平成 31 年 2 月 4 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成 31 年 1 月 11日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 / 電話：951-3251			
個人情報管理責任者	まちなみ整備課長			
業 務 の 名 称	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る定期報告業務			
業 務 の 目 的	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく定期報告の確認業務			
個人情報の対象者	サービス付き高齢者向け住宅の入居者			
業務の開始年月日	平成27年7月			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☐ 氏 名 ☐ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☒ その他 (印影)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意 <u>法令等</u> ・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☒ 定期(7月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要と認識しておらず、事後の届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

平成31年1月21日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部市民生活安全課 電話 862-9930		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H28年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	情報公開事業 H4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い情報公開事業のうち、審議会と審査会の事務局が2課 に分かれたため 情報公開・個人情報保護審議会 事務局：市民生活安全課 情報公開・個人情報保護審査会 事務局：法制契約課		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	担当部課 市民文化部市民生活安全課	担当部課 市民文化部市民生活安全課及 び総務部法制契約課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

平成31年1月21日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部市民生活安全課 電話862-9930		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	H28年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	個人情報保護業務 H4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い個人情報保護業務のうち、審議会と審査会の事務局が 2課に分かれたため 情報公開・個人情報保護審議会 事務局：市民生活安全課 情報公開・個人情報保護審査会 事務局：法制契約課		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	担当部課 市民文化部市民生活安全課	担当部課 市民文化部市民生活安全課及 び総務部法制契約課	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

那覇市公告第 543 号

平成 31 年 2 月 4 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成31年 1 月 21 日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課 こどもみらい課	目的外利用部課 又は提供先	こども政策課
業 務 の 名 称	那覇市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年12月10日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提 供をする保有個人 情 報 の 内 容	●本市に居住する0～5歳児の氏名(カナを含む)、郵便番号、住所、方書、生年月日、性別、住民区分、住民コード、世帯コード及び世帯主の氏名に関する各情報 ●平成30年度施設利用児童の氏名(カナを含む)、郵便番号、住所、方書、生年月日、性別、住民区分、住民コード、世帯コードに関する各情報		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項5) ☐那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	法定計画である那覇市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本市における子育ての実態や子育て支援に関する市民の要望や意見等を把握する必要があることから、アンケート調査を行うため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 こども政策課 電話 2536(内線)		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年 12月21日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	企画調整課
業 務 の 名 称	2020年国勢調査第2次試験調査		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成30年6月15日～8月31日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提 供をする保有個人 情 報 の 内 容	氏名(カナ含む)、住所、生年月日、性別、続柄、住定日(住所を定めた日)、個人コード、世帯コード、住民区分、世帯主名、年齢、住所コード、国籍、住民となった異動日、住民減異動日		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理	2020年国勢調査第2次試験調査の実施にあたり、提出された調査票の記載事項に記入がない世帯等について、住民基本台帳を用いて補記を行う必要があるため。		
届 出 担 当 部 課	企画調整課 統計グループ 電話 951-3223		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

平成31年 1月 29日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	まちなみ共創部 まちなみ整備課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県知事 玉城 康裕
業 務 の 名 称	平成30年度沖縄県高齢者居住安定確保計画改訂調査委託業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成31年 1月 25日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書(平成30年度実施) の情報(住戸専用面積、入居者の人数、性別、介護度、年齢)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に基づき、沖縄 県が策定した沖縄県高齢者居住安定確保計画の改訂作業に必要な 資料であるため。		
届 出 担 当 部 課	まちなみ共創部まちなみ整備課 電話098-951-3251		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用(提供)届出書)

平成 30 年 12 月 21 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 国民健康保険課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 国民健康保険課長
業 務 の 名 称	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査に係る「被保険者住所情報」		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 平成30年12月20日(木) ☐ 随時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	那覇市国民健康保険被保険者に係る住所情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (国、県等の他の行政機関が法令等に基づく事務に関して、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合 類型事項第1に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査のため なお、提供した個人情報は沖縄県及び九州厚生局沖縄事務所により使用する。		
届出担当部課	健康部 国民健康保険課 給付G 電話862-4262 内線2505		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成30年12月18日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院
理事長 屋良 朝雄 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市立病院 診療情報管理室	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県知事
業務の名称	診療業務(全国がん登録届出)		
利用の区分	☐ 目的外利用 ☒ 提 供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 平成30年12月18日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提 供をする保有個人 情報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断(疑診)年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 984 件		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会の意見) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	条例第9条第1項第5号に該当(審議会の意見) 平成18年3月29日審議会承認事項第1号		
届出担当部課	那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111 (内線347)		

那覇市公告第 564 号

平成 31 年 2 月 15 日

平成 31 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 契約案件名

- ① 学校ごみ処理業務委託（那覇東地区）
- ② 学校ごみ処理業務委託（那覇西地区）
- ③ 平成 31 年度都市公園清掃（塵芥回収）管理業務委託
- ④ 保育所等ごみ処理業務委託
- ⑤ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託
- ⑥ 平成 31 年度那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志）ごみ処理業務委託
- ⑦ 消防庁舎ごみ収集業務委託契約
- ⑧ 那覇市市民文化部 6 施設ごみ収集業務委託
- ⑨ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託
- ⑩ 那覇市津波避難ビル等ごみ処理業務委託
- ⑪ 那覇市保健所ごみ処理業務委託
- ⑫ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託

(2) 履行場所 那覇市直営施設

(3) 履行内容 各施設の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 31 年 4 月 1 日

(5) 履行期間

ア 単年度契約案件

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

※本事業の予算については、平成 31 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等

に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

イ 長期継続契約案件

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第 3 条に定める任意の期間

※長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

長期継続契約案件の入札に係る契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に定める者に該当しないこと。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた那覇市一般廃棄物収集運搬許可業者であること。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 31 年 3 月 4 日（月）
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 45 分入札説明会開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 2 研修室

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成 31 年 3 月 25 日（月）
午後 1 時 30 分受付開始 午後 1 時 45 分事前説明開始 午後 2 時入札開始
- (2) 場所 那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1－1－1） 12 階 第 2 研修室

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状
- (3) 那覇市一般廃棄物収集運搬許可証（写し）
- (4) 印鑑登録証明書（写し）

7 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

8 問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、来庁の際はなるべく公共交通機関をご利用下さい。

那覇市公告第 565 号
平成 31 年 2 月 15 日

制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施するので、施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守契約
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 4 階 議会事務局内)

- (3) 履 行 内 容 議会事務局デジタル複合機賃貸借及び保守契約仕様書
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結した日から平成 36 年（2024 年） 3 月 31 日まで
- (5) 契 約 予 定 日 平成 31 年 4 月 1 日
- (6) 予 定 価 格 非公開
- (7) 最低制限価格 設定しない

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たすこと

- (1) 入札説明会へ参加すること
- (2) 施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること
- (3) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所のいずれかを有し、かつ沖縄県内に本店があること
- (4) 那覇市の市税を完納していること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (6) 経営状態が著しく不健全であると市長が認めるものに該当しない者であること（公告日の 3 ヶ月前から落札決定までの間に不渡り等を生じていないこと）
- (7) 過去 2 年の間に本市その他官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき
- (8) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと
- (9) その他市長が必要と認める条件

3 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 平成 31 年 2 月 15 日(金)から平成 31 年 2 月 28 日(木)まで
※土、日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時を除く)
- (2) 配布方法 那覇市議会事務局にて受け取り、又は議会事務局ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして使用すること
議会事務局ホームページ
<http://www.gikai.city.naha.okinawa.jp/>
※ファックス、郵送での配布は行わない

4 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期間 平成 31 年 3 月 1 日(金)から
平成 31 年 3 月 8 日(金)午後 5 時まで

- (2) 質問方法 質問書(市指定様式)を那覇市議会事務局庶務課宛に郵送、ファックス、メールのいずれかの方法で提出
F A X : 098-862-8108
メール : g-syomu001@city.naha.lg.jp

- (3) 回答方法 平成 31 年 3 月 12 日(火)までに議会事務局ホームページに掲載する。なお、質問の提出が無い場合、掲載は省略する

5 入札説明会

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 1 日(金) 午後 2 時 00 分開始
(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 401A 会議室
※入札説明会終了までに入室された者は入札参加資格を認める

6 入札・開札、落札者の決定に関する事項

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 19 日(火) 午後 2 時 00 分開始
(2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 401A 会議室
(3) 入札方法 入札書(市指定様式)による紙入札
(4) 提出書類 ア 入札書 ※市指定様式
イ 委任状(代理人が入札する場合必要) ※市指定様式
ウ 印鑑証明書 ※写しでも可
エ 使用印鑑届 ※市指定様式
オ 誓約書 ※市指定様式
カ 過去の契約実績に関する資料(別紙 2) ※市指定様式
※市指定様式は、議会事務局ホームページよりダウンロードすることも可
(5) 落札者の決定 入札・開札の後、落札候補者を決定し、資格審査書類を提出させ、入札参加資格の条件を全て満たす者を落札者とする
※詳細は「制限付一般競争入札心得」を参照すること

7 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出する)

落札候補者は、指定された期日までに次の書類を那覇市議会事務局庶務課まで持参し提出すること

- (1) 入札参加資格審査申請書 ※市指定様式
(2) 商業登記簿(履行事項全部証明書)
(3) 市町村税完納証明書

8 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条に基づき免除する

9 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付しなければならない

10 入札の無効

次の入札は無効とする

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、又は使用印鑑届、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の標記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき

11 その他

- (1) この公告は、平成 31 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備であり、本入札案件は、平成 31 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当初予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある
- (2) 那覇市に提出された書類は返却しない
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる。延期後の日時は、議会事務局ホームページで通知する

12 問い合わせ先

所 在 地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 4 階 議会事務局庶務課
担当 下地（シモジ）
電 話 番 号 098-862-8108 ファックス 098-862-8296

那覇市公告第 566 号

平成 31 年 2 月 15 日

「平成 31 年度那覇市消防局寝具類賃貸借契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法第 234 条第 1 項に基づき、平成 31 年度において那覇市消防局が行う寝具類賃貸借契約に係る入札を次のとおり行う。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格条件

下記 (1) ～ (7) に該当する者又は平成 31 年度における那覇市の入札参加資格者。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業（寝具類の賃貸業及びクリーニング業）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員でない者又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

2 参加資格の確認

那覇市法制契約課が所管する平成 31 年度那覇市入札参加資格者名簿に登録されている者以外に入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、下記担当課までお問い合わせください。

3 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 31 年 2 月 27 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 2 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

4 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 2 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

5 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 山城・金城 TEL867-0119 FAX869-1190

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 42 号

平 成 3 1 年 2 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 233 号
指定工事店名	有限会社共和設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡中城村字津覇 92 番地
代表者氏名	山城 紹信
有効期間	自 平成27年4月1日
	至 平成32年3月31日
異動年月日	平成 31 年 1 月 25 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 43 号

平 成 3 1 年 2 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 2 号に基づき、次のとおり指定工事店を取り消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 468 号
指定工事店名	株式会社沖縄プラスチック産業
営業所所在地	沖縄県糸満市西崎町 5 丁目 5 番地の 5
代表者氏名	玉城 裕一
取消日	平成 31 年 1 月 30 日
取消理由	事業範囲の縮小

監査委員公表

那 監 公 表 第 5 号

平成 31 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲
同	古 堅 茂 治

平成 30 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

平成 30 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成30年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について**健康部****○ 特定健診課****業務委託料の支出漏れについて（注意事項）**

国保総合システム本体及びモニターの保守サービス業務委託契約（契約額：28,512 円、期間：平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）における委託料について、当該年度の支出を怠り、翌年度予算で支出したものである。

当該会計年度に支出すべき経費を翌年度予算で支出したことは、不適切な事務処理であり、那覇市予算決算規則第 23 条の規定に基づき、契約締結のときに支出負担行為をすべきであった。

予算の執行に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

那覇市予算決算規則第 23 条の規定に基づき、契約締結のときに速やかに支出負担行為を行うこと及び予算執行状況を徹底して確認することを課内で共有しました。また、担当者により行っていた予算管理表による執行管理を、決裁者においても同様に管理表を用いることで二重にチェックし、適正な事務処理に努めています。

消防局**○ 総務課****行政財産目的外使用料の調定漏れについて（注意事項）**

西消防署小禄出張所の敷地内に設置されている光変換装置及び中央消防署首里出張所の敷地内に設置されている電柱 2 本について、行政財産目的外使用を許可しているが、調定及び納入の通知を怠り、行政財産目的外使用料（5,653 円）が未収となった。

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項は使用許可を受けた者から使用許可の際に使用料を徴収すると、那覇市会計規則第 20 条第 1 項は当該歳入の調査事項が適正であるときは直ちに調定をすると、また、同規則第 23 条第 1 項は歳入を収入するため納付通知書を納入義務者へ送付しなければならないと、それぞれ規定している。目的外使用料の徴収については、当該条例等に基づき収入すべきであった。

歳入の調定事務に当たっては、関係条例等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項に基づき、行政財産目的外使用許可の際に使用料を徴収するよう適正な事務処理に努めます。

なお、平成 29 年度に徴収すべきであった行政財産目的外使用料（5,653 円）につきましては、平成 30 年度分と併せて徴収済みとなっております。

